



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年4月3日金曜日 第2660号

## ◇ 目 次 ◇

特約業者の指定の取消し.....	( 税務課 ) ...	397
落札者等の告示.....	( 広報広聴課 ) ...	397
救急病院の協力申出.....	( 医療対策課 ) ...	398
指定自立支援医療機関の指定 ( 2 件 ) .....	( 健康増進課、障害福祉課 ) ...	398
第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案の縦覧.....	( 経営支援課 ) ...	398
保安林の指定の解除.....	( 森林整備課 ) ...	398
漁業の免許.....	( 水産課 ) ...	399
コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲.....	( " ) ...	399
土地区画整理組合の理事の就任の届出.....	( 都市計画課 ) ...	399
土地改良区役員の上届の届出.....	( 東予地方局農村整備課 ) ...	399
開発行為に関する工事の完了 ( 2 件 ) .....	( 中予地方局建築指導課 ) ...	400
土地改良区の定款変更の認可.....	( 南予地方局農村整備課 ) ...	400
土地改良区連合の定款変更の認可.....	( " ) ...	400
建設業者の許可の取消し.....	( 南予地方局管理課 ) ...	400
道路の供用開始 ( 一般国道 380 号 ) .....	( 南予地方局大洲土木事務所 ) ...	401
道路の区域変更 ( 一般国道 378 号 ) .....	( 南予地方局西予土木事務所 ) ...	401
道路の供用開始 ( " ) .....	( " ) ...	401

### 公安委員会告示

愛媛県公安委員会が認める交通誘導警備業務.....	( 警察本部生活環境課 ) ...	401
---------------------------	-------------------	-----

### 選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正.....	( 選挙管理委員会 ) ...	402
---	-----------------	-----

### 公営企業告示

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報.....	( 公営企業管理局総務課 ) ...	402
---	--------------------	-----

### 雑 報

愛媛海区漁業調整委員会指示 ( 2 件 ) .....	( 水産課 ) ...	402
愛媛県内水面漁場管理委員会指示.....	( " ) ...	403

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第416号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。  
平成27年4月3日

### ○愛媛県告示第417号

次のとおり落札者を決定した。  
平成27年4月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

氏名又は名称及び 代表者の氏名	主たる事務所又は 事業所の所在地	取 消 年 月 日
株式会社松下石油店 代表取締役 松下アイ子	八幡浜市松柏乙1043番地の2	平成27年 2月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
広報紙の印刷及び新聞折り込み業務一式	愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成27年3月25日	株式会社愛媛新聞社 愛媛県松山市大手町一丁目12番地1	6,48円 (一部当たり)	一般競争入札	平成27年2月13日

○愛媛県告示第418号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。  
平成27年4月3日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
広瀬病院	今治市喜田村6丁目5番1号	医療法人陽成会	平成30年3月31日まで

○愛媛県告示第419号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。  
平成27年4月3日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
さくら薬局グランシャリオ	新居浜市一宮町二丁目6番77号	有限会社蝶野	精神通院医療（薬局）	平成27年3月30日

○愛媛県告示第420号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。  
平成27年4月3日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
さくら薬局グランシャリオ	新居浜市一宮町二丁目6番77号	有限会社蝶野	薬局（育成医療・更生医療）	平成27年3月30日

○愛媛県告示第421号

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第65条第1項の規定により、第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めるため、同条第4項において準用する法第37条第7項の規定に基づき、当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案を次のとおり告示する。

当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案及び法第65条第4項において準用する法第37条第8項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成27年4月3日

愛媛県知事 中村時広

- 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案  
松山市一番町二丁目3番6から9まで  
松山市大街道二丁目5番12、5番13、5番37、5番38、5番42
- 意見書の提出  
この告示に係る第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案について意見を有する者は、告示の日から2週間以内に、愛媛県に次

のとおり意見書を提出することができる。

- 意見書に記載すべき事項
  - 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
  - 当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案についての意見
- 提出先  
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第422号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成27年4月3日

愛媛県知事 中村時広

- 解除に係る保安林の所在場所  
西条市大浜字東山5976の4、飯岡字前坂2981の30、2981の31
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由

送電変電設備用地とするため

○愛媛県告示第423号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成27年 4 月 1 日次のように区画漁業を免許した。

平成27年 4 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
伊区第12号	西宇和郡伊方町串19番地 三崎漁業協同組合 外3名	平成26年12月26日付け愛媛県告示第1431号のとおり	平成27年 4 月 1 日から 平成36年 3 月31日まで
伊特区第24号	〃 〃	〃	平成27年 4 月 1 日から 平成31年 3 月31日まで
宇特区第298号	南宇和郡愛南町久良1200番地の2 久良漁業協同組合	〃	〃
宇特区第299号	〃 〃	〃	〃
宇特区第300号	〃 〃	〃	〃

○愛媛県告示第424号

愛媛県内水面漁場管理委員会指示第11号に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲を、平成27年 4 月 1 日次のとおり定めた。

平成27年 4 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 四国中央市の藤谷池及び二級河川川茂川水系川茂川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 2 二級河川渦井川水系渦井川の本支流及びこれと接続して一体を成す内水面
- 3 御舟川雨水幹線、観音水雨水幹線及び新川雨水幹線並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 4 西条市北条1407番1地先の遊水池並びに二級河川崩口川水系崩口川及び二級河川一ツ橋川水系一ツ橋川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 5 二級河川大曲川水系大曲川及び二級河川新川水系新川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 6 鹿野川ダムから下流の一級河川肱川水系肱川の本支流及びこれと接続して一体を成す内水面
- 7 愛媛県と高知県の県境から上流の一級河川渡川水系広見川、目黒川及び家地川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 8 二級河川来村川水系来村川及び二級河川神田川水系神田川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面

○愛媛県告示第425号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき東温市志津川土地区画整理組合から次のとおり理事が就任した旨の届出があった。

平成27年 4 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

就 任

氏 名	住 所
高 塚 莊 一	東温市志津川636番地 4
高 塚 澄 枝	東温市志津川638番地 1
西 下 光 男	東温市志津川844番地 3
武 智 由 貴	東温市志津川678番地
池 田 秀 一	東温市志津川690番地
宮 倉 和 良	東温市志津川1426番地
佐 伯 清 美	東温市志津川645番地

○愛媛県告示第426号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市上泉川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 4 月 3 日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 村 伊 佐 雄	新居浜市西喜光地町 1 番28号
〃	古 川 良 樹	新居浜市瀬戸町12番 2 号
〃	星 河 米 一	新居浜市星原町10番27号
〃	高 橋 敬 雄	新居浜市外山町 9 番44号
〃	高 橋 征 三	新居浜市星原町13番16号
監 事	鈴 木 邦 宣	新居浜市星原町 9 番11号
〃	藤 田 幸 隆	新居浜市西喜光地町 4 番40号
〃	村 上 統	新居浜市寿町 7 番 9 号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 村 伊佐雄	新居浜市西喜光地町 1 番28号
"	古 川 良 樹	新居浜市瀬戸町12番 2号
"	星 河 米 一	新居浜市星原町10番27号

"	高 橋 敬 雄	新居浜市外山町 9 番44号
"	高 橋 征 三	新居浜市星原町13番16号
監 事	鴻 上 公 俊	新居浜市上泉町 6 番25号
"	藤 田 賢 市	新居浜市外山町11番12号
"	鈴 木 邦 宣	新居浜市星原町 9 番11号

○愛媛県告示第427号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成27年 4 月 3 日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
26中局建（開）第48号 平成27年 3 月25日	伊予郡松前町大字大溝字叶田198番 1 及び198番 6	伊予郡松前町大字大溝198番地 3 渡 部 泰 史

○愛媛県告示第428号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成27年 4 月 3 日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
26中局建（開）第49号 平成27年 3 月27日	伊予郡松前町大字上高柳字久保田428番 4	松山市藤原町498番地15 有限会社ブリスク 代表取締役 西 岡 浩 志

○愛媛県告示第429号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、西予市三瓶町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 4 月 3 日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

法第30条第 2 項の規定により、南予用水土地改良区連合の定款の変更を認可した。

平成27年 4 月 3 日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

○愛媛県告示第430号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同

○愛媛県告示第431号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成27年 4 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般・特 - 22)第11059号	平成22年12月14日	高橋建設(株)	高橋 聖一	西予市野村町坂石211	平成27年2月2日	土木工事業、建築工事業とび・土工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般・特 - 23)第1937号	平成23年8月24日	下村産業(株)	下村ヤエ子	宇和島市三間町迫目39	平成27年2月3日	管工事業	建設業の廃止（一部）
(般 - 26)第16550号	平成26年8月27日	養越工務店	養越 忠幸	宇和島市三間町大内68	平成27年2月12日	大土工事業	建設業の廃止（一部）
(般 - 21)第3024号	平成22年3月8日	(株)愛媛鉄建	谷本 恒規	宇和島市新町 1 - 4 - 10	平成27年2月23日	建築工事業	建設業の廃止

(般 - 22)第16689号	平成22年 5月27日	翔電設	橋本 正一	宇和島市山際4 - 1 - 13	平成27年 2月23日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 21)第7080号	平成22年 3月21日	(株)アリックス	有間 義恒	宇和島市朝日町4 - 6 - 5	平成27年 2月25日	建築工事業、大工工事業 屋根工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第432号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年4月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	380号	喜多郡内子町日野川1568番3から 同町日野川1566番2まで	平成27年4月3日

○愛媛県告示第433号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年4月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	378号	西予市三瓶町皆江字コウラ305番1地先から 同字コウラ178番4まで	旧	メートル 8.7~14.5	キロメートル 0.138	
		西予市三瓶町皆江字コウラ305番1地先から 同字コウラ178番5まで	新	8.7~17.8	0.138	

○愛媛県告示第434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年4月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	378号	西予市三瓶町皆江字コウラ305番1地先から 同字コウラ178番5まで	平成27年4月3日

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第2号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄の規定により、愛媛県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成27年10月1日から施行する。

平成27年4月3日

愛媛県公安委員会委員長 山 本 泰 正

番号	路 線 名	区 間
1	一般国道11号	愛媛県の全域
2	一般国道33号	愛媛県の全域
3	一般国道56号	愛媛県の全域
4	一般国道192号	愛媛県の全域
5	一般国道196号	愛媛県の全域
6	一般国道317号	松山市勝山町一丁目19番地4先から 今治市波止浜三丁目先まで

7	一般国道437号	愛媛県の全域
8	県道壬生川新居浜野田線	愛媛県の全域
9	県道新居浜角野線	愛媛県の全域
10	県道松山空港線	愛媛県の全域
11	県道松山港線	愛媛県の全域
12	県道伊予川内線	愛媛県の全域

13	県道伊予松山港線	愛媛県の全域
14	県道今治波方港線	愛媛県の全域
15	県道松山伊予線	愛媛県の全域
16	県道壬生川丹原線	愛媛県の全域
17	県道松山北条線	愛媛県の全域

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第31号

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正について

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成22年 1 月愛媛県選挙管理委員会告示第 7 号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成27年 4 月 3 日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
施設の名称	施設の所在地	定員（人）	施設の名称	施設の所在地	定員（人）
省略			省略		
新居浜マリーナ	省略		新居浜マリーナ	省略	
新居浜市大島交流センター	新居浜市大島甲589番地	50	省略		
省略					

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第 4 号

愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第 1 項の規定により、口頭による開示請求をすることができる個人情報

平成27年 4 月 3 日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

口頭による開示請求をすることができる個人情報		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所
試験の名称	開示する内容		
愛媛県職員（選考職）採用試験（管理者が実施するものに限る。）	試験種目別得点、合計得点、順位並びに一定の基準に達しない試験種目名及び検査種目名	合格発表の日から 1 月間	公営企業管理局総務課

雑 報

○愛媛海区漁業調整委員会指示第98号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項の規定に基づき、

愛媛県宇和海におけるまき網及び浮敷網漁業の操業制限について、平成27年 4 月 1 日次のとおり指示した。

平成27年 4 月 3 日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 指示の内容

宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるまき網漁業及び浮敷網漁業は、区画漁業権漁場区域内に設置されている養殖筏及び生簀並びに第 2 種共同漁業権漁場区域内に設置されている小型定置網（垣網部及び身網部）から100メートル以内の海面では操業してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成27年 4 月 1 日から平成30年 3 月31 日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第99号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるさわら流し網漁業及びさごし、め

じか流し網漁業について、平成27年4月1日次のとおり指示した。

平成27年4月3日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 指示の内容

- (1) さわら流し網漁業については、5月1日から5月31日までの間操業を禁止する。
- (2) さごし、めじか流し網漁業については、8月1日から9月30日までの間操業を禁止する。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

○愛媛県内水面漁場管理委員会指示第11号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）に関する持ち出しの制限、放流等の制限及び遺棄の禁止について、平成27年4月1日次のとおり指示した。

平成27年4月3日

愛媛県内水面漁場管理委員会

会長 本 多 義 雄

1 指示の内容

(1) 持ち出しの制限

県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると愛媛県知事が認めた場合は、愛媛県知事が範囲を定め、公表する水域のコイを持ち出してはならない。ただし、公的機関が試験研究又は検査に供する場合は、この限りでない。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面等へのコイの放流は、放流用のコイが次に掲げる要件のすべてに該当する場合以外は、してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等へ再放流する場合はこの限りでない。

ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものではないこと。

イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するコイと水を介しての接点がないこと。

ウ PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(3) 遺棄の禁止

生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

(4) (1)の指示は、焼却等の処分をするコイについては、適用しない。

2 指示の期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで